

米の提案に関する基準について

返礼品は、安心して安全な品であることを保証する必要がありますので、以下の基準に合致した事業者及び提案品に限定させていただきます。なお、農産物を含めた食品類については、個々の好みや見た目など様々な要望や意見が多く寄せられる傾向にありますので、それらの対応についても適切に対応していただく必要があります。

1. 梱包・発送手続き・配送管理・請求の全てを行うことができること。
2. 品質、その他寄附者から寄せられる様々な問い合わせについて、自社の責任において適切に対応できること。
3. 原料米が農産物検査法による検査を受けていること。
4. 玄米及び精米の品質表示基準に沿った表示がなされており、小千谷市産であること。
5. 色彩選別機に通し、異物の除去を行っていること。
6. 他社の同品種と、商品名、パッケージ、栽培の経過、品質などの特徴により差別化ができること。
7. 精米日から1か月以内を目安に発送できること（ただし、事業者の責任において品質の保証ができる場合はこの限りではありません。この場合、発送に至るまでの品質管理の体制について、寄附者に対し返礼品ページ等で事前に情報提供することを必須とします。）